



# 大田原市立佐久山小学校

## いじめ防止基本方針

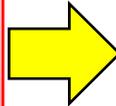
### 学校教育目標

校訓 「日新其徳」 日々其の徳を新たにす

- 1 最後までがんばる元気な子 (さ)
- 2 エ夫して学ぶ子 (く)
- 3 やさしく思いやりのある子 (や)
- 4 まじめに働く子 (ま)

## 1 いじめの定義について

いじめとは、「児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。



上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定し、全力を挙げてこれに取り組みます。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織と本校の取り組みについて

### いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、  
人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

「いじめ対策委員会」を組織し、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応します。

### いじめの未然防止に向けて

- ありがとう運動を推進し、児童一人一人の自己有用感を高めます。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- 「いじめを許さない心」と「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、学校組織をあげた計画的な指導を実践します。(道徳教育や特別活動の充実)
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 親園中学校区情報通信機器使用に関するルールを奨励し、児童一人一人の情報モラルを育成します。

### いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識します。
- アンケート調査を毎月行い、調査結果の分析共有をします。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。(教育相談の充実)
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

### いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめられている児童を徹底的に守ります。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めた上で、安易に解決したと思ひ込むことなく、解決に向け組織的な対応を図ります。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

## 3 いじめの解消について

謝ったから「いじめが解消された」と捉えるのではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ①いじめに係る行為が相当の期間止んでいること
- ②いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、学校の教職員は、いじめられた児童といじめた児童の状況を日常的に深く観察していきます。

いじめのない学校づくり  
を目指します！



佐久山小学校キャラクター

もみぢちゃん いちようちゃん